

南丹市公営企業経営健全化計画

(簡易水道事業)

(平成19年度～平成23年度)

平成19年11月

上下水道部 上水道課

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

1 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：南丹市簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和31年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	南丹市	職員数* (H19. 4. 1現在)	7
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	172円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	4,678百万円
累積欠損金 (百万円)	—	利益剰余金又は積立金 (百万円)	212百万円
不良債務 (百万円)	—	財政力指数*	0.323 (H18)
資金不足比率 (%)	0%	実質公債費比率* (%)	17.0 (H19)
		経常収支比率* (%)	92.4 (H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年1月1日 合併前市町村：園部町・八木町・日吉町・美山町] 合併前4町それぞれに簡易水道事業特別会計があり、合併により南丹市簡易水道事業特別会計となった。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	南丹市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	南丹市長 佐々木 稔納
既存計画との関係	南丹市行政改革実施プラン(平成19年度～平成23年度)
公表の方法等	平成19年12月に議会へ提出（要旨説明） 南丹市HPへ掲載
基本方針	料金収入の低下が見込まれる厳しい財政状況の中において、将来の上水道事業会計（法適）への統合を目標とした、第1段階としての維持管理経費等の見直し及び公債費の繰上げ償還による公債費の軽減。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

1 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	42	84	170	296
	補償金免除額	7	17	29	53
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				0

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債	42,486	83,984	170,220	296,690
合 計 (A)		42,486	83,984	170,220	296,690
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		42,486	83,984	170,220	296,690

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容																		
財務上の特徴	<p>人口集中地である中心部及びその近隣は上水道事業会計(法適)で行い、上水道区域以外の地域を簡易水道事業特別会計(法非適)により実施している。</p> <p>歳入については、若年層の都市部への流出等により給水人口が減少し、関連して有収水量及び料金収入が減少傾向となっている。</p> <p>歳出については、京都府内の各簡易水道と比較した場合に18市町村中、給水区域面積(1位)・施設数(5位)・管路延長(4位)とそれぞれ上位に位置する規模であるため、投資的費用や施設の維持管理費用が高額となりがちである。さらに同一人口規模の市町と比較した場合の給水原価についても高額となっている。</p>																		
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="419 701 624 745">課題 ①</td> <td data-bbox="624 701 1461 745">維持管理費等のコストの節減</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="419 745 1461 857">歳入の減少が見込まれるなかで、同一規模の施設を維持しようとした場合には、コストの節減等が必須であるため</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 857 624 902">課題 ②</td> <td data-bbox="624 857 1461 902">料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="419 902 1461 1115">合併協議により、「当分の間(5年以内)は現行の料金体系とする。」とされており、そのため平成23年1月以降の料金改定へ向けて、現在水道審議会を開催し作業中ではあるが、現状では旧町単位で料金が違うといったことが生じ、旧4町中3町が京都府内では上位の高料金となっている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1115 624 1160">課題 ③</td> <td data-bbox="624 1115 1461 1160">定員管理</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="419 1160 1461 1283">京都府内では職員一人当たりの給水人口・給水量・営業収益は上位に属するが、類似した給水人口の団体と比較した場合には低い状態であるため、定員の適正化を図る必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1283 624 1328">課題 ④</td> <td data-bbox="624 1283 1461 1328">公債費負担</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="419 1328 1461 1451">旧町において施行又は継続事業として施行した簡易水道事業に係る公債費負担が大きく、可能であれば繰上げ償還等により公債費の軽減を図る必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1451 624 1496">課題 ⑤</td> <td data-bbox="624 1451 1461 1496"></td> </tr> </table>	課題 ①	維持管理費等のコストの節減	歳入の減少が見込まれるなかで、同一規模の施設を維持しようとした場合には、コストの節減等が必須であるため		課題 ②	料金水準の適正化	合併協議により、「当分の間(5年以内)は現行の料金体系とする。」とされており、そのため平成23年1月以降の料金改定へ向けて、現在水道審議会を開催し作業中ではあるが、現状では旧町単位で料金が違うといったことが生じ、旧4町中3町が京都府内では上位の高料金となっている。		課題 ③	定員管理	京都府内では職員一人当たりの給水人口・給水量・営業収益は上位に属するが、類似した給水人口の団体と比較した場合には低い状態であるため、定員の適正化を図る必要がある。		課題 ④	公債費負担	旧町において施行又は継続事業として施行した簡易水道事業に係る公債費負担が大きく、可能であれば繰上げ償還等により公債費の軽減を図る必要がある。		課題 ⑤	
課題 ①	維持管理費等のコストの節減																		
歳入の減少が見込まれるなかで、同一規模の施設を維持しようとした場合には、コストの節減等が必須であるため																			
課題 ②	料金水準の適正化																		
合併協議により、「当分の間(5年以内)は現行の料金体系とする。」とされており、そのため平成23年1月以降の料金改定へ向けて、現在水道審議会を開催し作業中ではあるが、現状では旧町単位で料金が違うといったことが生じ、旧4町中3町が京都府内では上位の高料金となっている。																			
課題 ③	定員管理																		
京都府内では職員一人当たりの給水人口・給水量・営業収益は上位に属するが、類似した給水人口の団体と比較した場合には低い状態であるため、定員の適正化を図る必要がある。																			
課題 ④	公債費負担																		
旧町において施行又は継続事業として施行した簡易水道事業に係る公債費負担が大きく、可能であれば繰上げ償還等により公債費の軽減を図る必要がある。																			
課題 ⑤																			
留意事項																			

注1. 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2. 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3. 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4. 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
		（計画前5年度） （決算）	（計画前4年度） （決算）	（計画前3年度） （決算）	（計画前々年度） （決算）	（計画前年度） （決算）	（計画初年度）	（計画第2年度）	（計画第3年度）	（計画第4年度）	（計画第5年度）	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	590	526	516	628	575	596	503	512	493	481
		(1) 営 業 収 益 (B)	374	396	389	482	458	477	391	387	382	378
		ア 料 金 収 入	365	373	373	383	379	361	357	353	348	344
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	17	8	92	72	108	30	30	30	30
		ウ そ の 他	9	6	8	7	7	8	4	4	4	4
		(2) 営 業 外 収 益	216	130	127	146	117	119	112	125	111	103
		ア 他 会 計 繰 入 金	92	97	114	73	90	89	94	107	97	96
	イ そ の 他	124	33	13	73	27	30	18	18	14	7	
	2 総 費 用 (D)	475	405	374	452	356	462	383	381	375	369	
	(1) 営 業 費 用	245	240	236	289	226	329	263	270	270	270	
	ア 職 員 給 与 費	71	71	71	74	60	58	56	56	56	56	
	うち 退 職 手 当	0	0	0								
	イ そ の 他	174	169	165	215	166	271	207	214	214	214	
	(2) 営 業 外 費 用	230	165	138	163	130	133	120	111	105	99	
	ア 支 払 利 息	142	135	132	129	130	133	120	111	105	99	
うち 一 時 借 入 金 利 息	1	1	1									
イ そ の 他	88	30	6	34	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	115	121	142	176	219	134	120	131	118	112		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	421	842	746	851	951	493	217	173	141	147
		(1) 地 方 債	114	357	299	415	549	232	84	42	0	0
		(2) 他 会 計 補 助 金	85	93	95							
		(3) 他 会 計 借 入 金										
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
		(5) 国（都道府県）補助金	67	183	170	188	238	47	0	0	0	0
		(6) 工 事 負 担 金	126	146	165							
	(7) そ の 他	29	63	17	248	164	214	133	131	141	147	
	2 資 本 的 支 出 (G)	511	945	849	1,036	1,115	620	287	254	230	247	
	(1) 建 設 改 良 費	362	790	692	729	929	244	0	0	0	0	
	うち 職 員 給 与 費	9	9	9								
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	149	155	157	171	186	376	287	254	230	247	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0								
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0								
	(5) そ の 他	0	0	0	136	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 90	△ 103	△ 103	△ 185	△ 164	△ 127	△ 70	△ 81	△ 89	△ 100		

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	25	18	39	△ 9	55	7	50	50	29	12
積 立 金 (K)	17	1	11	75	38	34	34	36	39	28
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	67	73	86	111	27	33	6	22	36	26
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	75	90	114	27	44	6	22	36	26	10
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	7	8	15		11					
実 質 収 支	68	82	99	27	33	6	22	36	26	10
(N)-(O) 黒 字 (P)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	94.6	93.9	97.2	100.8	106.1	71.1	75.1	80.6	81.5	78.1
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	374	379	381	390	386	369	361	357	352	348
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
積 立 金 現 在 高				245	212	135	152	171	193	207
企 業 債 現 在 高	3,726	3,928	4,070	4,314	4,678	4,534	4,331	4,119	3,889	3,642
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	3,726	3,928	4,070	4,314	4,678	4,534	4,331	4,119	3,889	3,642
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	92	97	114	73	90	89	94	107	97	96
うち基準内繰入金	91	96	100	65	90	89	94	107	97	96
うち基準外繰入金	1	1	14	8						
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	1	1	14	8						
資 本 的 収 支 分	85	93	95	111	93	103	116	114	123	133
うち基準内繰入金	75	86	93	106	93	103	102	106	115	124
うち基準外繰入金	10	7	2	5			14	8	8	9
うち赤字補てん的なもの	10	7	2	5						

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率*	(%)	68.47	83.40	88.12	80.17	130.1	67.2	76.8	85.5	103.6	100.9	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	94.6	93.9	97.2	100.8	106.1	71.1	75.1	80.6	81.5	78.1	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	15.58	18.53	21.97	11.70	15.70	15.0	18.7	20.9	19.6	19.9
	うち基準内繰入金	(%)	15.37	18.34	19.30	10.30	15.70	15.0	18.7	20.9	19.6	19.9
	うち基準外繰入金	(%)	0.21	0.19	2.67	1.40	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.21	0.19	2.67	1.40	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分	(%)	20.15	11.03	12.78	13.08	9.80	20.9	53.3	65.5	87.5	90.5
	うち基準内繰入金	(%)	17.73	10.22	12.45	12.48	9.80	20.9	47.0	61.2	81.7	84.6
	うち基準外繰入金	(%)	2.42	0.81	0.33	0.60	0.00	0.0	6.3	4.3	5.8	5.9
うち赤字補てん的なもの	(%)	2.42	0.81	0.33	0.60	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金設定は合併協議により、「当分の間(5年以内)は現行の料金体系とする。」とされており、そのため平成23年度の料金改定へ向けて、現在水道審議会を開催し作業中ではあるが、料金体系は決定していないため、従来の料金設定により策定を行う。料金収入の見込みについては、過去数年間の人口・有収水量・調定額・収入額等の増減から推計する。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>他会計繰入金は総務省通知による基準内のみの繰入を基本とする。(今回の算出に伴う繰入基準は、直近の平成19年度繰入基準に基づいて見込み額を算出。)</p> <p>ただし、今回の繰上償還の財源として借換債を利用せずに利子の軽減を図ったものは、当年度に繰入基準に基づく繰出しを一般会計が行うことが財源確保等の面から困難であり、簡易水道基金により立て替えた元金の2分の1相当額を、基準外繰入として後年度に分割して繰入れる。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>継続事業が平成19年度完了となり、本計画作成時点では以降の大規模投資の計画はされていないため、見込みなしとしている。ただし、一定の既存施設の改修については、施設管理費に50,000千円~70,000千円の計上を行っている。</p> <p>また、簡易水道の上水道統合についても事業統合又は会計統合のどちらかが検討中のため記載していない。</p> <p>資産売却については、売却可能資産がないため、見込みはなしとしている。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>物価変動をするもの等の算定が困難であるものは、平成18年度決算又は平成19年度見込数値を一部見直してスライド算出するため平成20年度以降は同額を基本とする。</p> <p>ただし金額の確定しているもの及び見込み額の算出可能なものは見込みを記載する。</p> <p>繰上償還に係る当該年度の元金の増加、翌年度以降の利子の減額は見込んで記載する。</p> <p>積立金は、公債費償還に係る府補助金・簡水基金立替の一般会計繰入金・地方自治法第二百三十三条の二による歳計剰余金の2分の1のみを積み立てる。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>課題③で記載しているが、類似した給水人口の団体と比較した場合には、職員1人あたりの給水人口等が低い状態となっている。そういったことから定員の適正化を図る必要があると思われ、平成19年度中の人事異動により簡易水道事業会計より普通会計へ1名異動し、簡易水道事業特別会計の人件費抑制を図っている。</p> <p>南丹市全体では国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき策定された南丹市職員定員適正化計画(H19.4.1～H24.4.1)」において、南丹市全体で38名(8.2%)の削減目標を掲げている。しかしながら、南丹市の簡易水道事業については、京都府下でもっとも広い給水面積であるうえに、施設数等も上位クラスにあるため、維持管理を行うためには、平成19年度の職員数が最低限必要であるため、これ以上の減員は行わない。</p> <p>平成18年4月1日の南丹市のラスパイレース指数は86.7で、京都府内の他市と比較しても最低、全国的にも極めて低い給与水準である。</p> <p>平成19年1月1日に国家公務員と同様の給与構造改革を実施し、給与の見直しを行った。 地域手当の支給なし</p> <p>技能労務職員はなし</p> <p>退職時特別昇給制度はなし</p> <p>職員厚生については、京都府市町村職員厚生会に加入し、各福利厚生事業を実施している。市独自の職員互助会への補助金等は支出していない。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>課題①で記載しているとおり維持管理費の節減が必要であり、平成18年度から平成19年度において、維持管理等に係る委託業務の見直しを行い、可能なものを一括発注しながら経費の節減を行っている。見直し例：水質検査業務 H17実績11,454千円→H18実績7,122千円 有収率が85%前後と低い状態であり、平成19年度以降は有収率向上に向け、漏水調査の実施及び修繕工事を実施する。 施設改修は多額の費用を要する投資的事業ではなく、年次計画をたて修繕工事により改修を行っていくため、維持管理費は増加するが、投資的事業に係る支出及び公債費については抑制できる。</p> <p>合併以前より水道検針業務を民間(個人)へ委託を行っている。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題②で記載しているが、現在料金の見直しに着手しており、コストに見合った適正な料金水準にすべく作業を行っている。（検討作業に係る予算を平成19年度に計上済み） 料金改定の時期は平成23年度を予定。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	広報誌やHPで積極的に情報公開を行っていく。 市民のニーズに合った行政運営を行うための行政評価を今年度中に導入し、評価結果により見直しが必要と思われる事業については、廃止や凍結も含めて検討を行う。
5 その他	課題④で記載しているとおり公債費の負担が大きい。予算等の関係もあるが、可能であれば繰上げ償還を実施する。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成19年度において、職員1名を減員することにより、以降の人件費の削減を行う。 (平成19年8月1日付で異動)
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	合併後の平成18年度及び平成19年度において、歳出の抑制や収入の確保を図ることにより、赤字補填的な基準外繰出しの解消を行った。 平成24年度の公債費のピーク等により基準内繰出金も増加傾向となるが、一般会計とも協議しながら基準内繰出しについては、確保を行っていく。
4 その他	維持管理費等の抑制を平成18年度以降において実施し、平成19年度以降は有収率の増加を図るため漏水調査を行い修繕を実施することにより平成23年度末までに有収率の5%増を目標とする。 平成19～21年度の繰上げ償還により、総額60,196千円の利子負担の軽減を図る。(借換による軽減分は39,824千円(平成20年度～平成33年度)、繰上げ償還に要する費用のうち一部を基金対応することにより、20,372千円(平成20年度～平成25年度)の軽減。)

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
3	一般会計負担金の額	166	182	193	171	183		192	196	213	212	220	
	改善額(基準内繰入金確保)							9	13	30	29	37	118
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	71	71	71	74	60		58	56	56	56	56	
	改善額					14		2	4	4	4	4	18
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	11	11	11	9	7		6	6	6	6	6	
	増減数(人)		0	0	-2	-2		-1	0	0	0	0	
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												0
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	3726	3928	4070	4314	4678		4534	4331	4119	3889	3642	
	増減		202	142	244	364		-144	-203	-212	-230	-247	
	計画前5年間改善額 合計						14						136
	改善額 合計												53

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、Nの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 53

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	17	16	16	16	16	15	15	15	15	15
年間総有収水量(千m ³)	1,773	1,785	1,804	1,880	1,828	1,756	1,729	1,702	1,676	1,651
公称施設能力(m ³ /日)	7,864	7,864	7,864	7,864	7,864	7,864	7,864	7,864	7,864	7,864
1日最大配水量(m ³ /日)				7,513	7,855	7,545	7,430	7,317	7,205	7,096
最大稼働率(%)				95.5	99.9	95.9	94.5	93.0	91.6	90.2
供給単価(円/m ³)	205.7	208.7	206.7	203.8	207.4	205.4	205.6	205.8	205.9	206.1
給水原価(円/m ³)	351.5	304.2	289.9	288.5	259.6	415.2	409.8	393.6	386.5	398.5

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成20年度に上水道との統合方法等の検討を行うための南丹市水道審議会を開催し、平成21年度に統合方法等の結論を取りまとめ、関係条例等の整備を行いながら平成28年度を期限として統合を行う。